

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第六號 第十四卷

昭和十三年六月一日發行

論叢

箱館における缺乏品貿易……………

經濟學博士 本庄榮治郎

清算貿易制の理論……………

經濟學博士 谷口吉彦

共同體思想の生的基礎……………

經濟學博士 石川興二

時論

消費節約の問題……………

文學博士 高田保馬

研究

ホップスの租稅論とその周圍……………

經濟學士 島 恭彦

利子率を含む經濟擴張論……………

經濟學士 飯田藤次

エッチワースと誤差法則……………

經濟學士 馬場吉行

近世絞油業の發達……………

經濟學士 住谷勇二

說苑

損害率と保險料率との相關關係……………

經濟學士 佐波宣平

臨時稅法の整理……………

經濟學博士 汐見三郎

附錄

雜報・外國雜誌論題
本誌第四十六卷總目錄

(禁 轉 載)

近世絞油業の發達 (下)

住 谷 勇 二

目次

- 一、はしがき 二、近世絞油業の成立 三、明和七年の仕法改正(以上前々號所載) 四、種物問屋・油問屋の獨占と絞油業 五、天保三年の仕法改正 六、天保三年以後 七、むすび

四 種物問屋・油問屋の獨占と絞油業

明和度の改革は本來幕府が油の價格を低廉にし都市殊に江戸に對する供給を潤澤にせんとしたものであつたが、封建的支配者の常として經濟の關係を洞察し得ず、かへつて大阪商人の爲に利せられた傾きがあつた。事實天保三年の改革に至る迄、大阪油問屋・種物問屋及絞油屋の利害の爲に油の生産は阻害せられており、特に種物問屋・油問屋は各その配給を獨占して暴威を振ふたのである。

先づ種物に就いては、寛政三年七月から文政五年に至る間攝津兵庫に別の問屋が設けられた外、關西以西の絞草特に茶種は殆ど大阪に集中せられてゐた。種物問屋が種物の配給を獨占したのは明和七年の願ひ株許可以前からで、略寶曆九年の茶種綿實専門の問屋の設置に始り、それ以前は三百二十軒の問屋が雜穀と共に取扱つてゐたが、それらも或程度特權を認められてゐた。既に享保十一年に『向後問屋の外町人茶種・綿實引請商賣仕間敷候尤問屋江加り候儀ハ可爲相對候……』¹⁾なる觸を見る事が出來、明和七年に至る迄寶曆九年・十年・十一年・明和三年

1) 牧民金鑑下411、426頁
2) 大阪市史第一卷1074頁

に於てその趣旨を反覆してゐる。³⁾ かくる間にも寶曆年間種物の賣買に就いて水車新田と對立した事は既に述べたが、此の時茶種問屋二十軒・綿實問屋十軒と定められ、⁴⁾ 明和七年の改革によつて茶種問屋は三十五軒、綿實問屋十軒の株となり、⁵⁾ 獨占は依然と續けられた。しかも此の獨占たるや全く大阪中心であつて決して絞油業全體の發展に資するものではなかつた。

寛政十年の記録に『茶種積高之儀五十六年以前寛保三亥年迄ハ大坂へ二十萬石餘も相登兵庫灘目十八九萬石も相登申候然所御取締被仰大坂一方賣買相成候間段々相減近年者僅拾萬石計も相登申候趣に相聞申候』⁶⁾とあり、此の數字をそのまま信用できぬとしても獨占による茶種廻送の停滯は明かであらう。その爲當然に種物の缺乏に惱んだのは攝河泉在方の絞油屋であつた。菟原郡五毛村でも『當村水車九輛之内定右衛門所持古株車一輛分者往古より有來初者油稼之所明和七寅年油方一統御取締之砌より米稼に仕候』⁷⁾と記されてゐるが、恐らく種物の不足の爲ではなからうか。

尤も兵庫并灘には安永六年大阪兩種物問屋の出店五軒が出来たが、之は全く明和七年水車新田が直買を許された綿實の購入に際して船宿が世話料を徴して問屋同様の引請をした事を防止する爲であつて、⁸⁾ 寧ろ大阪種物問屋の進出であつた。次いで寛政三年八月にも兵庫に新規種物問屋が二軒新設され専ら武庫郡・西宮・灘目・兵庫迄の間の水車人力油稼の者に賣り出されたが、その取扱ふ茶種は安藝・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隱岐・阿波・大隅・豊岐・對馬の十三ヶ國に限られ、しかも此の十三ヶ國は『手先の者差出し穿鑿仕候所元來茶種は少く少々有之候所も濱出し遠く候故手搾仕候所も有之候由申候』¹⁰⁾と云はれてゐる如く茶種の少い土

- 3) 大阪市史第一卷1073頁、第三卷637頁、721頁
- 4) 江戸御表へ御召以來日記、(尙明和八年兩者合して一株仲間となり人員45名となる。
- 5) 西灘村史431頁
- 7) 神戸市大和利幾治氏藏(西灘村史432頁所載)
- 8) 大阪商業慣習録下(徳川時代商業叢書第三卷169頁)

地で、寛政十年頃では壹岐より二千五百石・大隅少々・美作五十石・石見より二三十石他はなしと云ふ有名無實
 ぶりであつた。¹¹⁾ 但し文化八年には美作・周防・出雲・石見・長門・安藝・大隅より一萬千四百八十一石の菜種が
 登つたと云ふ記録があるが、此の兵庫の種物問屋も聽て文政五年七月に廢止されたのである。理由とする所は『近
 年諸國種物大坂へ廻着并出油少く(直段ニ相障)差支之筋も相聞候ニ付』と云ふのであつた。かくて文政十三年に至
 つては灘自兩組水車六十一輛の中三十三輛は休車同様となつたが、之は全く種物の不足の爲で、『種物相廻候へハ
 晝夜稼初候』¹⁴⁾と述べてゐる。當時灘目兩組請負人共より次ぎの如く願ひ立てゝゐるのも當然の事と考へられるの
 である。

『御定買場八部菟原武庫三郡出產之種物他所に散亂不仕様心付買入可仕候へ共畿三郡殊ニ小郡ニ御座候へハ何れ終り草引足不
 申右ニ付何卒諸國より廻着之種物并五畿内出產の種物共手廣之買方被爲仰付下』¹⁵⁾

斯くの如き種物買入の障害は全く大阪種物問屋の獨占の爲であつたが、他方種物問屋が種物の獨占的購入に際
 しての横暴ぶりは殊に甚しかつた。

『國々より積廻し候油草之義も問屋共申合踏付下直ニ買落し候ニ付無據脇賣致し候得者是又手先之者差押へ及出訴吟味中殊六
 ケ敷申掛遠國之者共ハ別而路用其外滯坂中の雜費等多分相掛り難儀仕候を見込訴訟方同腹之者取扱ニ立入金子爲差出内濟致し
 候儀定例同様の手續ニ相聞其外諸家物成拂種等も問屋共馴合下直ニ入札致し買請候故收納筋ニ相響一統之差支不一方趣ニ相聞
 既ニ四國中九州筋ニ於てハ御主法を相歎内實誹謗をも仕候由』¹⁶⁾

とある檜原の調査報告がその事情を最も雄辯に物語つてゐる。或は又兩種物問屋は絞油屋と申合せ、新菜種廻着
 以前より追々油直段を引き下げて廻着の菜種を下直で買ひ取り、買入れが大體濟めば又油直段を引き上げて賣り

9) 牧民金鑑下411頁、大阪市史第四卷 100頁
 10) 11) 西灘村史431頁
 12) 日本財政經濟史料第七卷426頁
 13) 牧民金鑑下426頁
 14) 15) 水油一件雜留抄錄

出すと云ふ方法をとり、又新茶種が初めて入津の節は各國々からの船に就いて「直立祝儀買」と唱へて格別低廉な價格を以て引き請け、或は升改も勝手な仕法を私に立て不正の計量をなし、或は「砂引」と稱して一石に付三升宛惣石數より差引いて代銀の勘定をする等、凡ゆる手段を弄して不當な利得をはかつたのである。かくては茶種が順調に入津する事等到底望み得ない。のみならず寛政十年の灘目油屋の記録に「茶種作り候儀夏秋の手都合能其跡田作勝手宜且茶種代銀にて田作の肥を买入候儀猶又茶種ハ濕地にては能生立實乗りも宜肥も入不申旁以て茶種作方相望候得共何分賣作手狹家業ニ不相成無據外作仕候事と相見申候¹⁸⁾」とある如く、兩種物問屋の獨占は一方に絞油の障碍となると共に、原料たる茶種自體の生産をも阻害するに至つてゐるのである。

次に油問屋に就いて見るに、大阪近在及各地からの絞油業者の油を買占めてゐた出油屋は、その攝河泉の小規模絞油屋の賣り出す油に對して「多分之缺減」を立て又「仕切銀値段も前日當日之内下直之分相用」ひ、四國九州筋等より手絞油廻着の際は「端物」と唱へて缺減多分に立て「押賣同様下直に買取」と云ふ不正を行つた。¹⁹⁾之は正に自己の利益の爲には零細な絞油業者を壓迫して顧みない獨占的買占資本の姿である。江戸及京都方面へ其れ其れ賣り出してゐた江戸口・京口問屋も亦専ら油直段の騰貴策を考へ、江戸の油問屋が燈油のみを需要する事を理由として價格の引き上げを歎願し、或は町奉行より油直下げの議が出れば掛役筋の者の片手落で江戸廻着のみ多くて大阪表油切目の由を申立てたり、國々にも拂底の由と風評を立てたり、「薩州琉球館燈油及拂底候ニ付積送」らねばならぬと稱したり、「豫州銅山敷内ニて相用候油及切目稼方差支」と述べたり凡ゆる手段を以て油直段の引き下げを牽制し、¹⁶⁾或は又大阪油高直の爲他所賣が差留められた様な場合も「油拂底の由ニ而西國筋より茶種積登り右

16) 水油一件
17) 西灘村史436頁
18) 水油一件
19)

代銀を以て油買受度旨中候處當時他所賣御差留中ニ付如何可取斗哉』と申立て『強て他國賣差留難相成掛引仕』²¹⁾容易に町奉行の政策に従はうとはしなかつた程であつた。文政九年の江戸油切目も京口問屋が四國中國へ一萬五千樽餘も賣捌過ぎたためであると云はれてゐる。²²⁾ 榎原謙十郎は此の事情を次ぎの如く報告してゐる。

『是迄江戸油不進ニ付糺方等有之節(中略)都而國々一統御主法ニ背悞リニ手續致し國用相辨候上大坂へ可積廻種物ハ道賣致し候故同所廻着高相減稼方差支油拂底及ひ候由申立内々にては五畿内其外より之出油を買入或ハ賣出し専ら賣買之利權を執り懸引仕候故船問切目等之差支ニ及直段も格別引上ケ候儀ニ御座候』²³⁾

かゝる油問屋の獨占は又地方絞油業を壓迫する。明和度の改革によつて大津油が江戸廻油の途を阻まれた如きその著例である。明和七年以前は大津絞油屋の江戸表廻油は一ケ年凡そ一萬樽と稱し、伏見を経て淀川を大阪へ下り、同所の菱垣廻船問屋が引き請けて江戸表へ海上運送をしてゐたものが、明和度の改革以後菱垣廻船問屋が引き請を斷り、その爲以後は勢州尾州の濱へ陸路より送り出すのやむなきに至つたので、運賃諸雜費等多く費え大津絞油業者は甚だしく困窮するに及んだ。²⁴⁾

尙又大阪出油屋の如きも不正なる「さし竹」(油の計量具)を用ひ或は所定以上の口錢をとつて、地方の絞油業を壓迫した。²⁵⁾

以上によつて油問屋の獨占が絞油業を阻害し、油の供給をも自己の利害によつて左右し著しくその圓滑を缺いだ事情は明かであらう。

第三に尙言及しなければならぬ事は大阪及近在の絞油業者が地方の絞油業を直接壓迫した事である。法制的に

21) 22) 23) 24) 前掲書
25) 出油屋書物一件(大阪市役所藏)

は勿論地方の手廣の絞油業が制限されてゐるのは前述の如くであるが、かゝる法制に乗じて大阪等の絞油業者自らが『不正油稼見糺』²⁶⁾と稱し手先の者をして地方の絞油業者を探索せしめ、手廣の稼をしてゐる時には、或は油絞道具を賣拂つて佗ひを入れさせ或は大阪町奉行所に訴へたのである。殊に此の『見糺』は大阪絞油屋のみならず兩種物問屋仲買等が相合して行つたもので、地方絞油屋が一札を入れて内済にし、其儘商賣を續けさせても、『役菜種』と稱し俵數を定めて大阪絞油屋兩種物問屋へ年々下直にて供給する約束をさせ、地方の小賣油屋を發見した場合、大阪中買より年々樽數を定めて買ひ取るか又は買ひとする形式で通帳に記し一定の口錢を中買に收めしめたと云ふ様な手段もつた。かゝる現象は四國中國殊に大阪近國に多かつたと云ふ。此の見糺は菟原郡水車新田の絞油屋も行つたらしく、文化十一年十二月の『播州不正油屋順廻帳』²⁷⁾によると灰屋彦三郎、西本屋仁左衛門の兩名が美糺・加東・加西・多加の諸郡に出向き、加西郡市場村藤屋佐吉・美糺郡佐野村庄屋七兵衛を各々不正油稼人として擧げてゐる。文化十三年正月の『町在操屋順廻帳』²⁸⁾によれば再び西本屋仁左衛門が西宮・今津・鳴尾・尼ヶ崎更に備中・伊豫を巡つており、文化十四年十月の『毎日諸用向控帳』²⁹⁾によれば西本屋及び鳴尾屋善藏が備後方向に見糺しに出てゐるのである。諸藩の中にはかゝる見糺しその他による紛争を防ぐ爲、大阪油關係の重なる商人を大阪藏屋敷立入となしたのもあり³⁰⁾、又文化十三年灘より見糺しに出かけた一行五人が或る藩のため御不審の筋があるとの事で召捕られた如き事もあつた。³¹⁾

上述せし所によつて明和度の改革は兩種物問屋・油問屋・大阪絞油屋の獨占を強化し原料及油の生産・供給をかへつて阻害してゐる事が明かであらう。かくて檜原謙十郎が『畢竟船問切目等之差支ハ大坂一手ニ引レ取扱候仕來

26) 水油一件
27) 28) 29) 神戸市大利幾治氏藏
30) 水油一件
31) 西灘村史442頁

と江戸問屋共注文之外彼地より之送り油買請不申との仕癖より發り候儀ニ有之³²⁾と述べてゐるのは當然であらう。

五 天保度の仕法改正

上述の如く明和度の仕法が大阪の商人共の利益に壟斷され絞油業の發達を阻害する様になると、江戸廻油潤澤どころかかへつて圓滑を缺くに至る事は明かである。文政九年の江戸油切目はその結果であつた。かくてそれを機として支配勘定橋原謙十郎の上阪調査となり、纏て天保三年の改革によつて明和度の仕法は姿を消すに至つた。此の天保三年の仕法改正の中心をなすものが大阪の獨占を緩和する事であつた事は云ふ迄もない。尤も地方の手廣の油絞を禁ずる事自體到底貫徹され得るものではない。橋原謙十郎が『前々質素之風俗にて松杯を燈し相辨來候邊土の民家迄當時ハ油蠟燭をも相用候様相成……』¹⁾と述べてゐる如く、地方の燈油に對する需要は増大するにも拘らず、菜種を大阪に送つて大阪から油を購入すると云ふ状態では絞油技術・交通運輸の未發達の當時に於ては運輸・雜費・海上難破費等が二重にかゝり又田畑の肥料にすべき油粕の買入にも不便であつたから、多くは手作手絞をなし『御主法は名のみにて事實變居候儀に御座候處自然の勢にて……』²⁾と迄云はれる有様であつたのである。

さて此の天保三年の仕法改正に就いて略説しよう。

絞油業に於ては先づ攝河泉に制限する事が破られた事である。第一に播州にも水車人力油絞株百軒が新に設けられた。尤も生野銀山に供給した森垣村の絞油屋の如き以前から在つたが、³⁾他は水車新田の見糺し等によつて壓

32) 水油一件
1) 2) 3) 水油一件

迫禁止されてゐたのであつて、此の百株の設置と江戸直積とによつて播州絞油業が發達に向つた事は疑ない。次に五畿内の内山城・大和・近江・丹波が京都町奉行から絞油株を差免され京都入用第一として絞油を獎勵された事である。之も亦近江・丹波の如き既に安永度から絞油株のあつた事は前に觸れた通りであるが、専ら京都へ供給すべしとされた點は注目しなければならぬ。⁴⁾ 第三に攝津・河内・和泉・播磨に於ては、無株の者はたとへ手作絞と雖も油絞りが出来なくなつた事である。之は農村自然經濟の分解を一層進めると共に絞油業を助長したものである。第四に今迄手作絞以外絞油業が禁止されてゐた北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道筋の國々に於て手廣の絞油が許された事である。『大坂境兵庫江相廻絞草に不障様』とは云はれ乍らも『何れへ作候絞草ニ而も相用……水車人力ニ不限其所之便利ニ隨ひ絞方致し並白絞梅花油等の類も勝手次第製方いたし國用可相辨』とされた事は地方絞油業發達に對する重大な改革であり、寧ろその出發點とも考へられよう。⁵⁾

尙原料及油の配給過程に於ける仕法改正に就いて絞油業と關聯せしめて考察すれば、第一に原料たる種物に於ては、堺・兵庫の兩所に兩種物問屋新設、大阪諸荷物問屋の種物引請停止、問屋の仕入前銀は相對次第となり、種物買口は、大阪・堺・攝津・河内・和泉・播磨の絞油屋は五畿内及播磨以外に仕入注文してはならぬが、五畿内及播磨内の綿實は三ヶ所種物問屋同様に直買自由、菜種は住國一國限り、但し山城・大和ではその地の絞油用に餘つた絞草のみを買請ける事となつた。尤も水車新田は大阪種物問屋より菜種一萬五千石宛買請けてゐたのを止めて三ヶ所種物問屋及攝津國にて直買、山城・大和・河内・和泉・播磨にて五千石を限り買請ける事が出来る事となつた。かなり煩雜な統制であるとは云へ、堺・兵庫兩種物問屋新設や水車新田の場合を考へれば種物の購

- 4) 牧民金鑑下428頁、(翌4年改めて山城大和近江丹波に同趣旨の觸あり 牧民金鑑下436頁)
- 5) (大和では文政10年11月から 同11年2月へかけて 白絞交油4798樽大阪廻着の記録がある。水油一件)
- 6) 牧民金鑑下427頁以下

入が今迄より遙かに容易になつた事は想像に難くない。⁷⁾

次に製品たる油の配給に就いて見ると、堺・灘・播磨から江戸直積が許された事が注目される。就中灘では既に文政十一年十一月頃江戸直積の内意を受けて、仕法改正の結果種物豊富江戸直積となれば縦令『大坂表油一樽も積下さずとも灘目よりの廻船により御府内御入用油御差支無之様受合』⁸⁾ふと述べてゐる程で、江戸直積が攝河泉播在方の絞油業を刺戟した點は見逃し得ない。次に攝河泉播の絞油業者に日用油小賣を許した事である。

之は今迄は一度大阪出油問屋の手を経る必要があつたが、その手数が省ける様になつたわけである。第三は大阪の油問屋を整理して今迄京口・江戸口油問屋・出油屋の三種ありしを總べて油問屋として統一し、内本町橋詰に油寄所を設けて取引を便ならしめ、仲買は大坂地廻の小賣人とした事である。即ち配給過程の單純化であつて之又生産者の負擔を軽くしたであらう。尙その外に問屋口錢の一定、油掛りの者の冥加銀の免除等の改革も絞油業の發達に資した點が多かつたと思はれる。⁹⁾

以上を以て天保三年の油掛りの仕法改正を概観したが、併し此の改革も

『右之通絞草賣買手廣ニ申付且國用之油絞方も差免候上は國々において彌絞草作り増是迄大阪へ廻し來候見合せよりも此後之廻し高相増候様出精いたし……』¹⁰⁾

とか或は又

『右之通絞草賣買手廣ニ申付國々日用之小賣差免是迄納來候冥加運上銀をも免除被仰付且口錢之儀も大坂町奉行所において申渡候通平等に相定め別て在々絞油屋共口錢之儀多分之減少申付候上は此度相觸候趣無違失相守惣て油商賣に携候者共一分之利益に不相拘國々一同之融通に基き江戸大坂出油相進み下直に相成候様正路に賣買可致候』¹¹⁾

7) 前掲書427頁以下

8) 水油一件雜留抄錄

9) 牧民金鑑下427頁以下

10) 前掲書435頁

11) 前掲書433頁、(又攝河泉播日用油小賣許可に就いても『江戸大坂出油不進之儀於有之者油小賣可差留』とあり。同書432頁)

と觸書の一節に見られる如く、江戸大阪等の都市への油の供給を豊富にする事を目的としたものである事は云ふ迄もない。かゝる點より見れば明和七年の仕法改正やその他の諸觸に見られる政策と異なる點はない。併し注目すべきは天保度の改革が明和度のそれと異つて單に配給過程の改革のみならず絞油業即ち油の生産自體を増進する策をとり、配給過程の改革も比較的生産に對する障礙を除いて眞に商品の流通の圓滑をはかつた點である。かくて天保三年の改革は明和七年のそれに比して、一段進歩したものであり一應經濟の發展に沿ふた政策であつたと云ふ事が出来る。

事實天保三年と四年とに就いて大阪及灘目播州より江戸廻着の油を比較すれば、三年では大阪から五萬七千八百六十四樽灘目より二千七百三十六樽(十一月改革以後合せて六萬六百樽)であり、四年では大阪三萬九千七百十三樽・灘目三萬千六百四十樽¹²⁾・播州千八百八十二樽合せて七萬二千五百二十五樽となり、兩者比較すれば明かに一萬一千九百三十五樽の増加となつてゐる。¹³⁾又文政十年から天保三年迄大阪より江戸廻着の油は平均五萬六千三百十樽と稱せられてゐるが、之に比すれば十一月に改革のあつた天保三年では四千二百九十樽の増加となり、四年では一萬六千二百二十五樽の増加となつてゐる。¹⁴⁾當時の數字をそのまま信用出来ないとしても、天保三年の仕法改正の効果を窺ふには充分であらう。唯價格に就いては天保四年にかへつて騰貴したと云ふ記録がある。即ち油寄所御用留によれば天保三年十一月改革直後の大阪油相場一石平均二百七十五匁が天保四年に三百七匁、天保五年では三百八十九匁になつた事がある様である。併し此の騰貴を幸田成友博士の如くそのまま、天保三年の改革の結果であると斷じ難い。¹⁵⁾『油并絞草共直段之義ハ日々不同有之、廻着高之多少ニより候ては一日の中にも度々高下有之候』

12) (因みに文化十四年から文政五年迄の灘目の江戸廻油高6ヶ年平均は29700樽である此所にも明かに躍進が見られる。)

13) 14) 油寄所御用留

15) 水油一件

と云はれる如く當時の騰貴は一時的のものでなかつたか、少くとも天保四五年の米價暴騰の影響等も考へねばならぬ。試みに「大阪物價沿革表」¹⁶⁾によつて天保三年——六年の種油の價格を示せば

	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
天保三年(昂價)	二六九 ^五	二七〇	二八九	二七一	二六七	二六四	二六八	二六五	二七三	二八〇	二八八	二六六
四年(タ)	二八七	二八五	二八二	二八三	二八四	二七六	二八二	二八四	二八六	二八〇	二八三	二八五
五年(タ)	三二三	三三五	三三九	三三三	三三六	三三六	三三五	三七四	三九〇	三七九	三七〇	三三六
六年(タ)	三三〇	三三三	三三六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三〇	三九五	三七八	三七七	三三六

の如くであり、天保三年の改革の影響のみとは考へられない。尤も油相場は一般に上騰の道を續けた事は「大阪物價沿革表」によつても明かである。

(註) 之に就いて幸田博士が「江戸と大阪」で「然し四年五年に至り大阪油相場は段々高くなるに反し江戸ではそれ程進まない。江戸に油を送ると却つて損をする。大阪は十樽につき金一兩灘日播州は平均二分の損となつたといふ。」と述べられてゐる。之は如何なる史料に依られたか知らぬが、「油寄所御用留」によれば損をしたのは江戸下り油問屋であつて、大阪から江戸へは送り油(委託販賣)はなく、「仕入注文買付」¹⁷⁾であつたと云ふ事から考へても當然である。此の點は同じ幸田博士の「大阪市史」の方が正しいと思はれる。ましてや「折角の改革令が何故かゝる結果を生じたか。灘目と大阪と二ヶ所から油を積下すやうになつては勢ひ直段を引下げざるを得ないと思はれる。江戸の消費者側からいへば思ふ坪に缺つたのであるが大阪灘目の供給者側から見れば迷惑千萬である。」の言に至つては、かゝる事實自體に就いては一應首肯せられる所もあるも、前出大の阪灘目油高直の事實と比すれば前後矛盾も甚だしい。尙江戸下り油問屋が損をしたと云ふのも必ずしも信用できない。それは元來江戸の油直段は、大阪のそれに追隨するものであるからである。例へば天保十三年三月二日の江戸地廻り油問屋源兵衛の書付に「地廻り油之儀ハ關東筋絞油屋共手元より送り油ニ有之入津の節上方油相場を目當に致し賣捌申」¹⁸⁾とある事によつても明かである。

16) 大阪商工會議所藏稿本
 17) 諸色調類集水油生蠟之部第一册
 18) 諸色調類集水油生蠟之部第二册

ある。

六 天保三年以後

天保三年の改革以後、絞油業の發達上先づ注目すべきは、所謂『天保の改革』である。此の天保十二―十四年の改革は、徳川末期の産業史上見逃し得ない時期であるが、先づ之が絞油業に與へた影響に就いて考察しよう。

「諸色調類集水油生蠟之部」三冊は、當時の水油江戸廻送の状態を最も詳かにしうる史料であるが、それによれば大阪・江戸の油關係業者は激烈なりし改革殊に株仲間の解放の如きによつても、さしたる影響を受けたものと見え、上方油の江戸廻着は概して順調に續けられた様である。尤も之が爲には幕府は天保改革直前から種々の調査を行ひ、改革に直面しても汎ゆる手段を以て、江戸廻油の潤澤を期したのである。例へば大阪及江戸油問屋より各々別に油廻送高を申告せしめて、途中で賣却される事を防ぎ、或は十組問屋の消滅の爲、廻船難破の際の規定を改めて天保十三年七月以後兩損とし、同年十月よりは海難手當として、江戸油問屋より元直段の三分五厘を大阪方に送る事にした等、更に美濃地方の絞油状態を調査せしめて江戸廻油の増進を策した事等がある。且つては『地方手廣の絞油』を禁止した幕府が、逼迫した改革による經濟の激變に處する爲とは云へ、全く逆の政策をとるに至つた事は極めて興味ある事實である。併し美濃は近くに絞油を以て名有る伊勢・尾張を控え乍ら、殆ど百姓餘業の絞油であつて、その規模も一年の絞油高が十石に満たざるもの多く、極めて零細なもので、多くは百姓の自ら作つた茶種その他の絞草を賃絞りするを兼ねてゐた。従つて

『……百姓間稼ニ仕候處何れ茂少分之義ニ而村方隣村之内に賣捌右之外銘々燈油に相用ひ候々頼有之節は賃メヲ致遣し候迄ニ而江戸廻等仕候程之商賣人無御座候¹⁾』

と云ふのが調査に對する多くの村方の答であつた。尤もかゝる零細なる生産物も相集つて各地に移出されてゐた事は注意しなければならぬ。

斯くの如く、幕府の積極的な獎勵策にも拘らず尙充分發達しなかつた地方もあるが、又他方株仲間²⁾の解放が自ら絞油業の發達を齎した地方もあつた。丹波の大部を領する篠山藩内では在方絞油屋二十二軒の中、天保十三年開業のもの十八軒、弘化二年のもの一軒、篠山町十三軒の中で天保十三年開業のもの八軒、弘化三年のもの一軒であつて、その前身は小間物屋・質屋・郷宿等もあるが多くは百姓であつた³⁾。

幕末に至つても江戸の油は依然として缺乏してゐたため、幕府も種々なる方策を行つた様であるが、それでも絞油業は次第に發展して、且つては絞油業として見るべきものもなかつた關東にも漸く起るに至つた。關東では原料たる菜種の栽培自體が行はれなかつた事は、大藏永常の「製油録」でも觸れてゐるが、幕府の絞草増作獎勵も屢々關東八州駿河伊豆地方のみを對象としてなされたのであつた⁴⁾。それが元治元年頃には關東の種物を、上方筋伊勢・尾張・三河・遠江・駿河邊の商人共が多數買込に入ると云ふ状態になり、江戸へは元治頃安房・上總・上野・相模等から四五萬石の種物が送られ、又同元治頃には凡そ三萬樽の關東地廻油が江戸に入津するに至つた⁵⁾。幕府の如きも亦橋場御用油手絞所及寄場役所の兩所に於て各々五千石・一萬石の種物を使つて油を絞つたと云ひ、水戸藩の如きも亦油を江戸で賣捌いたと云ふ⁶⁾。混亂せる幕末經濟の中にも徐々に發展する絞油業の姿を窺ひ得よう。

- 1) (山縣郡羽栗郡武儀郡土岐郡各務郡中嶋郡海西郡安人郡多藝郡各惣代連名の書付)
- 2) 篠山町桂園舎所藏文書
- 3) 徳川時代商業叢書第三册
- 4) 享保14年8月(日本財政經濟史料第三卷503頁)天保5年12月、天保12年9月(牧民金鑑下438頁以下)

七　む　す　び

以上を以て近世絞油業の發達を概観したが、之を要約すれば、先づ近世絞油業の濫觴は之を大阪に求める事が出来る。之は中世絞油業の傳統と、大阪でふ都市の成立との、兩者の要因によつて明かにされる。即ち中世の油座は遠く九州・駿河等にその存在を見る事が出来るが、中世の油は矢張り社寺・公家が主なる需要者であつて、絞油業の中心は山城・大和乃至は攝津であつた。然るに近世初頭大阪でふ大都市の成立は、既に油座の特權をさへ打破された之等の絞油業者を當然に吸収し、更に新に成立した江戸が關西絞油業の市場となる事によつて、大阪は絞油業中心地としての確固たる地盤を持ち、寶曆頃には大阪三郷菜種絞油屋は二百四十軒、同綿實絞油屋は廿五軒を數へるに至つた。

而して此等の絞油業は種油・綿實油を燈火用として主として江戸・大阪・京都の市民に供給したのであるが、徳川中期以後都市の膨脹と共に絞油業は更に大阪近在の地方に發生するに至つた。例へば攝津菟原郡の水車新田は享保度に始り、菟原・八部・武庫三郡水車油稼株六十一輛成立は明和七年であつた。又別に江戸へ油を送つた有力な産地たる伊勢も貞享度に始ると云はれてゐる。

勿論かゝる絞油業の發達は決して何等の磨擦なく進展したのではない。例へば寶曆度には成立後間もない水車新田と大阪絞油屋との衝突が見られ、更に後には水車新田が新興の播州その他西國の絞油業を極力壓迫してゐるのである。又大阪の油問屋・種物問屋等の配給の獨占が著しく絞油業の發達を阻害した。此等は正に發達する經

- 5) 日本財政經濟史料第七卷414頁
- 6) 前掲書425頁
- 7) 前掲書424頁
- 8) 前掲書424頁
- 9) 諸色調類集水油生蠟之部第三冊

濟と封建社會に特有な特權的營業との矛盾對立に外ならない。明和七年の仕法はかゝる既成特權營業者の特權擁護の勢に乗つたもので、矛盾はかへつて激化したのである。

元來都市の膨脹、農村自然經濟の崩壊といふ經濟の必然的發展は、封建的な營業の特權や幕府の仕法を以てして到底防ぐ事は出来ない。沉んや經濟の發展に逆行せんとする明和七年の仕法の如き、當然改變されざるを得ない。天保三年の仕法改正が即ちそれであつた。此の天保三年の仕法は播州に百株の絞油業を許し、地方絞油業の制限を解く等、進んで絞油業の發達を促す所があつた。更にかゝる絞油業の發達は幕末にも續けられたが、その實例として關東地方を擧げる事が出来る。

以上の如く近世絞油業の發達は、著しく生産地の地理的擴大として現はれてゐる事が極めて特徴的である。此の間生産形態・技術の發達は全然見られぬわけではないが、極めて停滯的であつて、生産規模の如きも零細であつた。否、此の生産形態・技術の發達の停滯、或は零細規模といふ事と、發達が生産地域の擴張として現れるといふ事とは、兩者離る可からざる關係にあるのではなからうか。此の點は當時の絞油業の生産機構を検討する事によつて明かになるであらうが、生産機構に就いては稿を改めて論ずる積りである。